

## 指定ごみ袋の価格改定のお知らせ

長引く原材料価格の高騰等により伊達地方衛生処理組合では、指定ごみ袋の希望小売価格を令和5年10月1日販売分から改定します。ご理解のほど、よろしくお願いします。

### ■改定後の販売価格

ごみ袋の種類と大きさ		令和5年9月末まで (消費税込み希望小売価格)	令和5年10月から (消費税込み希望小売価格)
もやせるごみ専用袋	45ℓ 10枚巻	143円	161円
	30ℓ 10枚巻	121円	136円
	20ℓ 10枚巻	89円	100円
資源専用袋	45ℓ 10枚巻	129円	144円
	30ℓ 10枚巻	116円	130円
	20ℓ 10枚巻	89円	100円

☎伊達地方衛生処理組合 ☎ 582-2051

## ごみの減量化・資源化にご協力ください！

福島県のごみの排出量は1人1日あたり1,035gで、全国平均の918gより1割以上も多く、全国ワースト2位です。

- ・家庭から出る「生ごみ」には多くの水分が含まれています。「生ごみ」はできるだけ“水を切って”ごみの量(重さ)を減らしましょう。
- ・住民の皆さまから出されるごみで、もやせるごみの中に資源化できる空き缶やビン類、ペットボトル等の資源ごみの混入が多くあります。ごみをきちんと分別して適切に排出しましょう。

※特に金属類は、もやせるごみに混ぜないでください。焼却炉を損傷させ、故障の原因となります。

☎伊達地方衛生処理組合 ☎ 582-2051

## 【新型コロナワクチン】秋開始接種のお知らせ

■対象者 初回(1・2回)接種をした6か月以上の全ての方

■接種開始 9月20日(金)以降

■接種場所 公立藤田総合病院、武田胃腸科内科、村上医院(今回から2医院追加)  
井上内科クリニック、遠藤内科医院、まつもとクリニック

■接種券の発送 9月上旬から対象の方すべてに送りますが、混雑緩和のため以下のとおりとなります。

① 65歳以上の方 春開始接種を行った方から順に発送

② 5～64歳の方(基礎疾患を有する方を含む)

接種希望者は、WEB(二次元バーコード)又はコールセンター(050-8885-1070)で申請してください。※接種希望者から順に発送

③ 4歳以下の方 ワクチンの準備が整いましたら、改めてお知らせします。



【二次元バーコード】

☎ほけん課新型コロナウイルス対策室 ☎ 585-2179

## 『脳ドック検査』の受付が始まります

対象者	40歳以上の社会保険の加入者本人及び被扶養者 (S24.4.1～S59.3.31生)	後期高齢者医療制度の加入者
申込期間	9月12日(火)～9月15日(金) 受付時間：8時30分～17時15分 ※14日(金)のみ19時まで	
申込方法	<p><u>保健係へ電話してください。</u></p> <p><b>☎ 585-2783</b></p> <p>※お手元に「健康保険者証」を準備し、電話してください。</p>	<p><u>国保係へ電話してください。</u></p> <p><b>☎ 585-2785</b></p> <p>※お手元に「後期高齢者医療被保険者証」を準備し、電話してください。</p>
定員	各50名 ※申込者多数の場合、初回者優先	
自己負担金	8,000円 (受診費用15,950円のうち7,950円は町負担)	
検査内容	脳疾患を診断するMRI(断層撮影)、脳の血管を撮影するMRA(血管撮影)	
検査機関	公立藤田総合病院	
その他	<p>○申し込み終了後に「受診決定通知書」を送付します。</p> <p>○検査費用は、検査当日に公立藤田総合病院にお支払いください。</p> <p>○検査期間は、10月から来年2月末日までです。</p> <p>○脳ドック検査は、認知機能を診断する一助になりますが、認知機能のすべてを判断するものではありません。</p>	

被用者保険の加入者(社会保険)の方 ☎ほけん課保健係 ☎585-2783  
後期高齢者医療制度の被保険者の方 ☎ほけん課国保係 ☎585-2785

## 里親ミニ講座

### 『里親って～いろいろな子育てのかたち みんなで育てていこう～』が開催されます

地域における子育て支援の一つである里親制度について理解を深め、里親に関心を持っていただくとともに、里親の新規開拓を目的とした講座が開催されます。

■開催日時・場所 10月1日(日) 午前10時から午前11時30分

観月台文化センター 2階 第一会議室

■対象者 地域における子育て支援や里親制度、子どもの福祉に関心のある方、里親になってみたい方  
※定員15名程度

■参加費 無料

■申し込み・問い合わせ 電話またはメールで下記連絡先に申し込み

児童養護施設 福島愛育園(福島市田沢字躑躅ヶ森16)

担当：里親支援専門相談員 鈴木 文 ☎549-0596(平日午前9時から午後5時)

e-mail: fsw-aya@fukushimaaiikuen.jp

## 防災無線の試験放送を行います

8月28日(月)、29日(火)に音響調査のため調査車両による防災無線の試験放送を行います。(各場所30分程度)

8月28日(月)		8月29日(火)	
試験時間	試験放送施設	試験時間	試験放送施設
午前10時45分～	小坂農村総合管理センター	午後4時～	徳江字前原地区(ゴミ置き場近く)
午後1時～	石母田集会所		
午後3時30分～	国見ニュータウン コミュニティーセンター		
午後4時30分～	川内集会所		

試験時間中は上記の敷地内で、音響調査用車両から以下の内容が繰り返し流れます。

「こちらは防災くにも広報です。これより、防災無線の試験放送を行います。ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願い致します。ただ今、試験中。ただ今、試験中。防災無線の試験放送を行っております。これで試験放送を終了します。ご協力ありがとうございました。」と繰り返し流れます。(下線部は繰り返し)

※各家庭の戸別受信機からは試験放送は流れません。

■試験実施業者 システム企画設計株式会社 ☎ 022-291-5173 (仙台市宮城野区東仙台5丁目21-67)

☎ 住民防災課危機管理係 ☎ 585-2158

## 「野生きのこ」は出荷が制限されています！

国見町で採取された「野生きのこ」(県の非破壊検査で基準値以下であることが確認された、まつたけを除く)は、放射性物質の影響により出荷が制限されていますので、以下の点に注意してください。

- ① 年度が変わっても出荷できません。
- ② 基準値(100Bq/kg)以下でも出荷できません。
- ③ 加工食品の原料にも使用できません。
- ④ フリマアプリ、無人直売所等の個人売買でも出荷できません。
- ⑤ 他人への譲渡もご遠慮ください。

不明な点などありましたら、問い合わせください。

☎ 県北農林事務所 森林林業部林業課 ☎ 521-2632

## 米のモニタリング検査に伴う出荷・販売の自粛について

令和5年産米の出荷・販売について、昨年同様、旧町村ごとにモニタリング検査を行います。

生産者の皆さまには、モニタリング検査の結果がでるまでは米の出荷・販売(無償譲渡も含む)の自粛をお願いします。検査の結果、基準超過がなければ、旧町村ごとに出荷・販売の自粛が解除されます。解除については、福島県のホームページから確認できます。

■福島県HP ⇒ <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36035b/daishinsai-kokurui-monitoring-shinchoku-r5.html>

☎ 県北農林事務所 伊達農業普及所 ☎ 575-3181

☎ 産業振興課農林振興係 ☎ 585-2986

## 住宅・土地統計調査を実施します

総務省統計局（福島県国見町）では、10月1日現在で「令和5年住宅・土地統計調査」を実施します。

この調査は、住生活に関する最も基本的で重要な調査で、全国約340万世帯の方々を対象とした大規模な調査です。調査をお願いする世帯には、9月下旬から調査員が調査書類の配布に伺いますので、インターネット回答のほか、紙の調査票を郵送または調査員に提出する方法により回答をお願いします。

☎企画調整課総合政策係 ☎585-2217

## 労働力調査を実施します

総務省統計局（福島県国見町）では、毎月「労働力調査」を実施しています。

この調査は、毎月全国で約4万世帯を対象として行っている調査で、今回対象となった地域へ8月中旬に対象地域にお知らせを配布し、9月より調査をお願いする世帯へ調査委員が訪問し、調査票の配布をします。労働力調査では、金銭の要求や銀行口座・クレジットカード番号などをお聞きすることは絶対にありませんので、不審に思った際は町へご連絡ください。

☎企画調整課総合政策係 ☎585-2217

## 農地パトロールを実施します

農業委員会では、遊休農地の発生防止・解消、地域の農地利用の確認、違反転用の発生防止を目的として、毎年、農地パトロールを実施しています。

期間中、調査のため皆さまの農地へ立ち入る場合もあります。ご理解とご協力をお願いします。

■調査時期 8月下旬から11月上旬

■調査方法 農業委員及び各地区担当農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局の職員が、農地の現況を目視確認

※管理がされていない農地は、害虫や病気の発生源になってしまったり、畑を荒らすイノシシなどの住処になってしまったりするなど、近隣の農地へ影響を与える可能性がありますので、適切な管理をお願いします。

☎農業委員会 ☎585-2890

## 不法投棄は犯罪です

- ・不法投棄とは法律（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）に反して決められた場所以外に、廃棄物を投棄することです。
- ・「少しくらいなら」と不法投棄した場合、「法律第25条第1項第14号」に違反することになり、【5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金】に処され、またはこれを併科されます。「知らなかった」としても法律に反していれば逮捕されることもあります。

☎住民防災課生活交通係 ☎585-2116

## 粗大ごみ収集日と ごみの出し方

町による粗大ごみ収集日 **9月6日(水)、20日(水)**

粗大ごみを出すときは、収集日の前日（平日の午前8時30分から午後5時15分）までに、品目・数量・ごみ置場の番号を住民防災課へ連絡してください。受付の無いものは収集しません。

### ごみの出し方のルールを守ってください

- ・ごみ袋に名前を書いて出してください。
- ・プラスチックのごみ袋には、水洗い等で簡単に汚れが落ちたものだけを入れてください。汚れがあるものは「もやせるごみ」として出してください。

☎住民防災課生活交通係 ☎585-2116